



27 都市建建第 1681 号
平成 28 年 3 月 28 日

(一社) 東京建設業協会
飯塚 恒生 様

東京都都市整備局
市街地建築部長
妹 尾 高 行



新規建設業許可・経営事項審査の受付について

日頃から、建築行政への御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 28 年度からの新規建設業許可につきましては、申請者の皆様の窓口での待ち時間の縮減等を図るため、別添のとおり、従来の先着順に加えて予約制度を試行的に一部導入することとしました。

なお、別添の資料は去る 3 月 4 日の公表資料について、関係団体の皆様からのご意見、ご質問を踏まえて変更を加えたものとなっておりますので、既に前回の資料を会員の皆様に周知済みの団体もあろうかと存じますが、お手数ながら再度のご周知をお願いいたします。

この度は新たな予約制度の導入に当たり、周知期間が短いなどにより、関係団体の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

今後とも、今回の試行の状況なども踏まえて、適切な制度運用に努めてまいりますので、宜しくお願い致します。

(担当)
建設業課長 松井 裕明
電話 03 (5388) 3350

新規建設業許可・経営事項審査の受付について

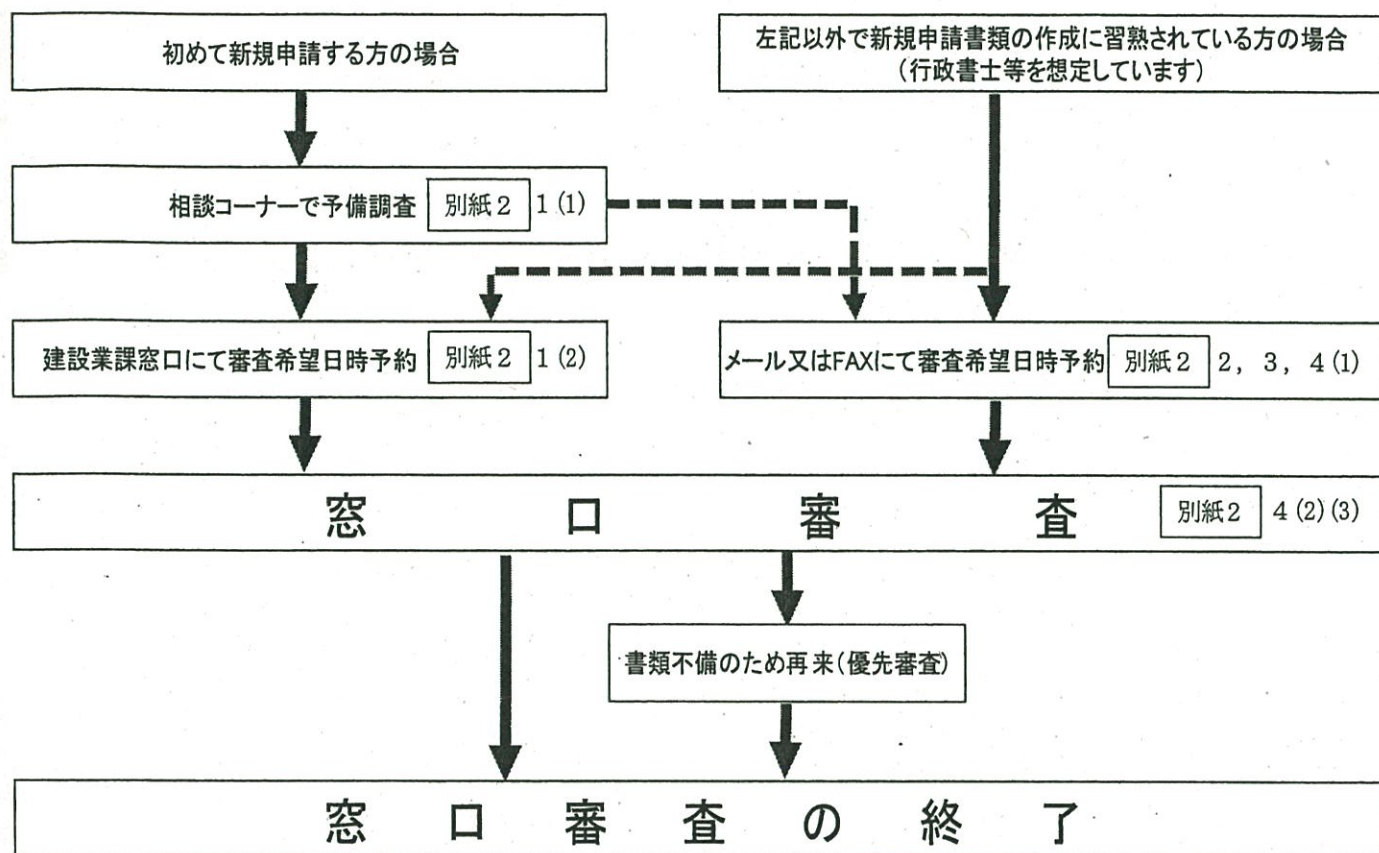
平成28年度から、新規建設業許可について、従来の先着順に加え予約制度を試行的に一部導入するとともに、経営事項審査の審査日について、週4日間を5日間にします。

区分	予約対象案件	予約受付時間	審査開始時間	相談コーナー	備 考
建設業許可	新規 一般と特定の切替及び許可権者の切替は除きます。	月曜～金曜 9:00～17:00 建設業課窓口・メール・FAXにて予約受付します。	月曜～金曜	予約受付の前 に、原則として 予備調査が必要 となります。	○ 従来通りの先着順でも審査いたします。 ○ 2ヶ月先の審査日まで予約できます。 ○ 平成28年4月1日以降の審査を行う分から予約を受け付けます。 ○ 予約は1業者1枠とし、同じ業者が同じ日に複数枠を予約することはできません。 ○ 追加申請・更新申請・変更届等は予約不要です。
			各時間帯 窓口数1		
経営事項審査	全て	月曜～金曜 9:00～17:00 建設業課窓口にて 予約受付します。	月曜～金曜	予備調査を受ける ことができます。	○ 2ヶ月先の審査日まで予約できます。 ○ 平成28年4月7日以降の審査を行う分から予約を受け付けます。 ○ 新たに水曜日に審査を行います。 ○ 審査時間帯が変更となりました。
			各時間帯 窓口数3		

○ 新規建設業許可申請で予約する場合は、**別紙1**「新規申請で予約する場合のフロー図」をご覧ください。

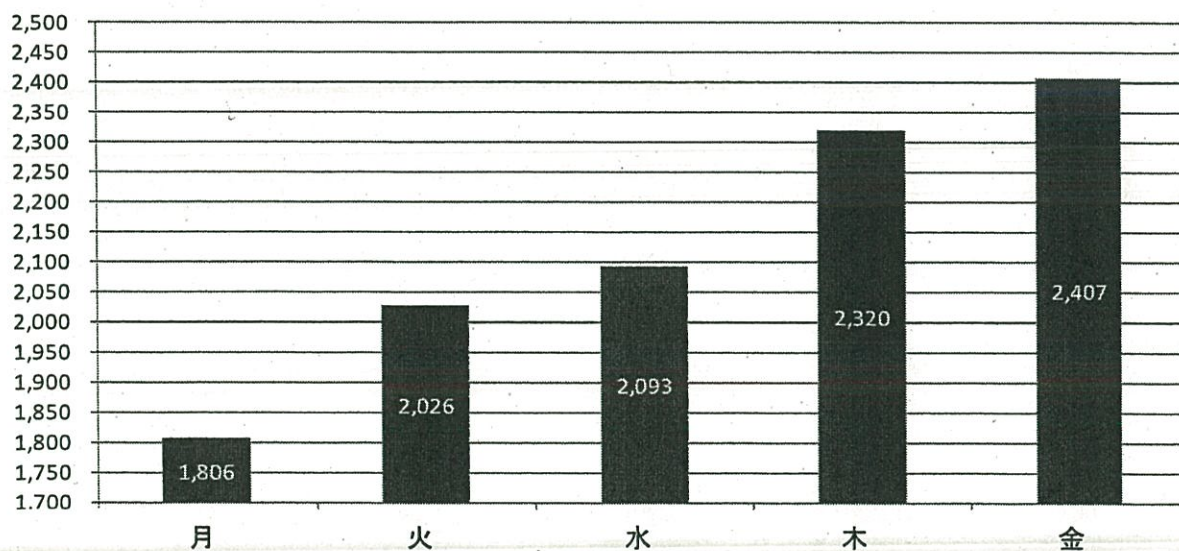
問い合わせ先	都市整備局市街地建設部建設業課審査担当
予約制度	03-5321-1111(代) 内線 30-661
予約変更・取消	03-5321-1111(代) 内線 30-691
予約メール	S0000167@section.metro.tokyo.jp
予約FAX	03-5388-1356
経営事項審査	03-5321-1111(代) 内線 30-681

新規申請で予約する場合のフロー図



曜日別来庁者延べ人数実績（平成25年度）

（単位：人）



※ 新規申請においても、上のグラフのように週末に集中する傾向がありますので、予約の際の参考にして下さい。

予 約 方 法 の 詳 細

1 予備調査及び建設業課窓口での予約

- (1) 初めて新規申請する方は、相談コーナーにて**別紙 3**「建設業許可新規申請予約票（以下「予約票」と記します）」を記入した後に予備調査を受けて下さい。
- (2) 新規申請に必要な書類が整っていると判断された場合、相談員が予約票に予備調査済印を押印しますので、受付にて審査希望日時の予約を行って下さい。申請者の方に予約一覧表のパソコン入力画面を確認していただいた上で、受付担当者が予約票に予約確定日時等を記入します。
- (3) 上記(1)(2)については、新規申請書類作成に習熟されている方（行政書士等を想定しています）はこの限りではありません。

2 メールでの予約方法

- (1) 予備調査済印又は行政書士等職印がある予約票に、審査希望日を最大で第3希望まで記入し、予約票の画像ファイル又は PDF を添付して、最も早い審査希望日の2日前（閉庁日は含みません）までに、件名を「建設業許可新規申請予約担当者 宛」として「S0000167@section.metro.tokyo.jp」へ送信してください。なお、希望の審査開始時間は複数を選択できます。
- (2) 確認次第メールにて予約時間を記載した予約票を、PDF で添付して返信します。（遅くとも最も早い予約希望日の前日（閉庁日は含みません）の正午まで）
- (3) 万一上記(2)の返信がない場合は、お手数ですが「03-5321-1111 内線 30-691」までお問い合わせください。

3 FAX での予約方法

- (1) 予備調査済印又は行政書士等職印がある予約票に、審査希望日を最大で第3希望まで記入し、予約票を最も早い審査希望日の2日前（閉庁日は含みません）までに、件名を「建設業許可新規申請予約担当者 宛」として「03-5388-1356」へ送信してください。なお、希望の審査開始時間は複数を選択できます。
- (2) 確認次第 FAX にて予約時間を記載した予約票を返信します。（遅くとも最も早い予約希望日の前日（閉庁日は含みません）の正午まで）
- (3) 万一上記(2)の返信がない場合は、お手数ですが「03-5321-1111 内線 30-691」までお問い合わせください。

4 その他

- (1) 予約日時の調整
 - メール又は FAX 予約で、ご希望の日時が既に予約済の場合、当課から電話で連絡し、日時を調整させていただきます。
- (2) 窓口審査
 - 指定された日時に予約票を持参のうえ建設業課までお越し下さい。係員がお呼びします。（予約時間においてにならない場合、他の方を優先することがあります）
 - 新規申請については、審査内容により時間を要することとなった場合、後の予約者にご迷惑とならない範囲で対応させていただきますが、申請に当たっては書類の綴じ方、順番、確認資料の整理等について「建設業許可審査・変更の手引」を参照いただき、よくご確認をしていただきますようお願いします。
- (3) 預金残高証明書
 - 金融機関が発行する「預金残高証明書」の取り扱いについては、従来新規申請受付日（窓口審査終了日）としていましたが、平成28年度審査分からは予約制度を行う新規申請に限定して、申請者の方が予約受付を行った日において、証明日から1ヶ月以内であることを要件とします。

建設業許可新規申請予約票

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

申請者・担当者・電話番号、希望日時等の太枠の部分の記入をお願いします。

申 請 者 (法人名・個人事業主名等)	
担 当 者 (申請担当者名) 又は (行政書士等名・職印)	職印
担 当 者 電 話 番 号 (日中連絡のつく携帯等)	
FAX予約の場合、FAX番号	()

① 相談コーナーにて予備調査終了後、東京都相談員が記名・押印いたします。

予 備 調 査 済 印	平成 年 月 日 相談員名 印
-------------	--------------------

② メール又はFAXで予約申し込みする場合、下記にご記入いただき、本予約票を送信してください。(メールへの添付はPDF・画像いずれも可)

メール:S0000167@section.metro.tokyo.jp メール件名「建設業許可新規申請 予約担当者 宛」

FAX:03-5388-1356 宛先「建設業課新規申請 予約担当者 宛」

第1希望	月 日 ()	9:30・10:30・13:30・14:30・15:30
第2希望	月 日 ()	9:30・10:30・13:30・14:30・15:30
第3希望	月 日 ()	9:30・10:30・13:30・14:30・15:30

・ご都合のつく時間に複数〇印をつけていただいても結構です。

・本予約票を、最も早い審査希望日の2日前(閉庁日は含みません)までに送信してください。

・遅くとも最も早い予約希望日の前日(閉庁日は含みません)の正午までに、予約日時が記載された予約票をメール又はFAXにて返信します。

・ご希望の日時が既に予約済の場合、当課から電話で連絡し、日時を調整させていただきます。

③ 予約確定日時は当課において記載します。

予 約 確 定 日 時	月 日 時 分 を予約しました 予約窓口担当印 予約受付印
-------------	----------------------------------

【 お 願 い 】

○ 予約当日は本予約票を必ずお持ち下さい。

○ 予備調査では新規申請に必要な書類が整っているかの確認のみを行っています。

そのため窓口審査にあたっては、書類の内容を説明できるようご準備をお願いします。